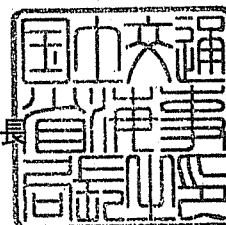




国海査第197号の2
平成22年6月30日

(社)日本船舶品質管理協会
会長 山田 信三

海 事 局 長



型式承認試験基準の廃止及び制定について

標記について、船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成21年12月22日国土交通省令第69号)により、船舶救命設備規則が改正され、救命艇等一部の設備について、本年7月1日からの改正基準適用に伴い、船舶等型式承認規則第6条第1項に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり制定及び廃止することとしたので通知します。

記

1. 別紙1から別紙7のとおり、次の型式承認試験基準を制定します。

- (1)救命艇
- (2)膨脹型一般救助艇
- (3)固型一般救助艇
- (4)複合型一般救助艇
- (5)膨脹型高速救助艇
- (6)固型高速救助艇
- (7)複合型高速救助艇

2. 平成22年7月1日付けにて、次の型式承認試験基準を廃止します。

- (1)救命艇 (平成20年6月26日付け国海査第129号)
- (2)膨脹型一般救助艇 (平成20年6月26日付け国海査第129号)
- (3)固型一般救助艇 (平成20年6月26日付け国海査第129号)
- (4)複合型一般救助艇 (平成20年6月26日付け国海査第129号)
- (5)膨脹型高速救助艇 (平成20年6月26日付け国海査第129号)
- (6)固型高速救助艇 (平成20年6月26日付け国海査第129号)
- (7)複合型高速救助艇 (平成20年6月26日付け国海査第129号)

